

65歳以上の皆さんへ令和6年度から介護保険料が変わります

介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間における第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料を次のとおり決定しました。介護保険料は、社会全体で支える介護保険制度の大切な財源です。介護が必要となったとき、介護保険サービスを利用することで、自身や家族が安心して暮らしていけるよう、保険料の納付をお願いします。令和6年度の介護保険料納入通知書は7月初旬に送付予定です。

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月 額	年 額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.285	1,425円	17,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.485	2,425円	29,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.685	3,425円	41,100円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.900	4,500円	54,000円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.000	5,000円	60,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	6,000円	72,000円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	6,500円	78,000円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	7,500円	90,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	8,500円	102,000円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	9,500円	114,000円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	10,500円	126,000円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	11,500円	138,000円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の人	2.400	12,000円	144,000円

○介護保険料を滞納すると給付制限を受けます

特別な事情がないのに、納期限後も介護保険料を収めないと、介護サービスを利用するときに、未納期間に応じて保険給付の制限を受けることになります。介護サービスが必要になったときに、必要なサービスを利用することができるよう、介護保険料は納期限までにお納めください。納付が難しい場合は、早めに福祉保健課へご相談ください。